

屋外広告物規制基準の比較

現行のモデル地区の基準は琵琶湖岸の禁止地域1がベースになっているが、総量規制で用途地域など一部地域に当てはめる但し書きが外されており、厳しい基準となっている。
当該路線が様々な用途地域が混在する中心市街地の一部であることを考慮し、一部基準について比較し改正の検討を行う。

地域		モデル地区	禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	
種別等		都市計画道路 大江霊仙寺線沿道	景観計画における 琵琶湖岸ゾーン	低層住居・文化財・公園 ・河川敷・高速道路等周辺	幹線道路	禁止地域・モデル地区・ 第1種地域を除くその他一般地区	第1種許可地域・第2種許可地域のうち、 住居系用途地域	
自家用	総量規制		① 15㎡	15㎡(※)	15㎡(※)	なし	なし	なし
	建物と一体	屋上	② 設置不可	設置不可	設置箇所までの高さの2/3 かつ3m以下	設置箇所までの高さの2/3 20m以下	設置箇所までの高さの2/3 20m以下	設置箇所までの高さの2/3 10m以下
		壁面	③ 壁面の1/4以下	壁面の1/4以下	壁面の1/3以下	壁面の1/2以下	壁面の1/2以下	壁面の1/3以下
		突出	④ 壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり	壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり	壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり	壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり	壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり	壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり
	野立	幅	⑤ 4.5m以下	4.5m以下(※)	なし	なし	なし	なし
		高さ	⑥ 10m以下	10m以下	10m以下	20m以下	20m以下	10m以下
	共通	色彩	下地	⑦ 彩度上限あり	黒および原色不可	黒および原色不可	黒および原色不可	黒および原色不可
			下地以外	⑧ 高彩度は面積50%まで	高彩度は強調部分のみ	高彩度は強調部分のみ	高彩度は強調部分のみ	高彩度は強調部分のみ
	案内図板制限		⑨ 案内図板のみ	案内図板のみ	案内図板のみ	野立広告は 案内図板のみ	なし	なし
	非自家用	建物と一体	屋上	⑩ 記載なし	記載なし	記載なし	設置箇所までの高さの1/2かつ 高さ10m以下	設置箇所までの高さの1/2かつ 高さ10m以下
壁面(面積)			⑪ 3㎡以下 (二社掲出5㎡)	3㎡以下 (二社掲出5㎡)	5㎡以下 (二社掲出8㎡)	壁面の1/2以下	壁面の1/2以下	壁面の1/3以下
突出			⑫ 記載なし	記載なし	記載なし	壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり	壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり	壁面から1.5m以下 道路からの下制限あり
野立		高さ	⑬ 4.5m以下	4.5m以下	4.5m以下	4.5m以下	広告板:4.5m以下 広告塔:10m以下	広告板:4.5m以下 広告塔:10m以下
		面積等	⑭ 3㎡以下 (二社掲出5㎡)	3㎡以下 (二社掲出5㎡)	5㎡以下 (二社掲出8㎡)	5㎡以下 (二社掲出8㎡)	広告板:1面30㎡以下 広告塔:1面20㎡以下かつ幅2m以下	広告板:1面30㎡以下 広告塔:1面20㎡以下かつ幅2m以下
共通	色彩	下地	⑮ 彩度上限あり	黒および原色不可	黒および原色不可	黒および原色不可	黒および原色不可	
		下地以外	⑯ 高彩度は面積50%まで	高彩度は強調部分のみ	高彩度は強調部分のみ	高彩度は強調部分のみ	高彩度は強調部分のみ	高彩度は強調部分のみ

(※)ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(同号に規定する第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域を除く。)が定められている地域(以下「特定用途地域」という。)に所在するものについては、この限りでない。